

2003年9月1日

世田谷区長 熊本哲之様
保健福祉部長 若林謙一郎様
教育政策担当部長 田中 茂様

世田谷区学童保育クラブ父母会連絡会
会長 田嶋 信雄 (千歳小学校)

要 望 書

私たち世田谷区学童保育クラブ父母会連絡会（父母連）は、世田谷区内の公立学童クラブおよびわんぱく・和光小学校の2つの自主運営クラブの父母会による情報交流と相互親睦のための団体です。いつも学童クラブ事業にご尽力いただき、ありがとうございます。今年は、加えて、父母連主催の運動会をご後援いただき、併せてお礼申し上げます。

父母連では、毎年予算編成期に当たり、学童クラブ事業およびそれに付随する問題に関し要望書を提出させていただいておりますが、今年も以下の事項につきまして要望を提出いたしますので、何卒よろしくお取り計らいのほどをお願い申し上げます。また、本要望書と並行する形で、各学童クラブ父母会からも個別の要望書が提出される予定ですが、これについてもよろしくご配慮のほどをお願いいたします。

なお、本要望書につきまして、ご多忙中のところ大変恐縮ではありますが、9月30日（火）までにご回答をいただけますようよろしくお願いいたします。

I 学童クラブ事業に必要なかつ十分な予算を確保して下さい。

日本が1994年に批准した「子どもの権利条約」は、「締約国は、働く親をもつ子どもが、受ける資格のある保育のサービスおよび施設から利益を得る権利を有することを確保するためにあらゆる適当な措置をとる」(国際教育法研究会訳、第18条3項)と規定し、学童クラブ事業が国際法的にも重要な施策であることを明らかにしています。また、国のレベルでも、1997年における児童福祉法の改正により学童クラブ事業（「放課後児童健全育成事業」）* が法制化され、また、2002年度・03年度の小泉首相による施政方針演説でも学童クラブ事業の整備が政府の重要な方針として提示されました。

さらに世田谷区でも、2002年に「世田谷区子ども条例」を定め、第9条で「子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていく」ことを区の課題としています。同時に男女共同参画社会の実現に向けた全区的な取り組みが行われ、そのための「子育て支援」が区政の重要な課題となっています。

このように学童クラブ事業は、次代を担う子どもの健全育成のためにも、また男女共同参画社会を実現するためにも、極めて重要な事業であると私たちは考えており、また、その重要性は、法制的にも広く認識されるに至っていると考えます。来年度の区の予算編成に当たっても、学童クラブ事業の発展のために必要な予算的裏付けを確保されますようお願いいたします。

II 「放課後児童健全育成事業実施要綱」を改正し、学童クラブ機能を明確にして下さい。

区は1999年に「新BOP」（「全児童対策」としての「BOP」事業と、「放課後児童健全育成事業」としての学童クラブの統合）を立ち上げるに際し、「放課後児童健全育成事業実施要綱」を策定しましたが、従来から指摘されているように、この「要綱」は大きな問題を孕んでいます。そもそも前述したように、児童福祉法にいう「放課後児童健全育成事業」とは学童クラブ事業のことであって、「BOP」事業のような「全児童対策」とは次元を異にしており、世田谷区の「要綱」はその名称からして概念的に混乱しています。

さらに内容的に見ても、20条ある条文の半ば以上が「BOP」に関する規定であり、学童クラブに関する規定は不十分です。たとえば、「要綱」には「世田谷区学童クラブ運営要綱」にあるような学童クラブ事業に関する「目的」や「育成目標」の規定さえもないため「学童クラブ機能とは何か」が明確ではなく、「入会申請」の方法、入会の承認不承認の手続きについても不十分な規定しかありません。

以上の問題を解決するため、「放課後児童健全育成事業実施要綱」を改称・改正し、同時に、最低限「世田谷区学童クラブ運営要綱」「世田谷区学童クラブ運営指導要領」に見られるような「目的」「育成目標」「設置基準」「指

導要領」などを盛り込む「世田谷区新 BOP 内学童クラブ運営要綱」を策定して、「新 BOP」内における学童クラブの機能を明確化して下さい。

Ⅲ 新BOP準備会・連絡協議会の位置づけを明確にし、運営の基本方針を示して下さい。

「新 BOP」の開設ないし運営に当たって、「新 BOP 準備会」ないし「新 BOP 連絡協議会」が各校で開催されていますが、この「準備会」「連絡協議会」の性格や機能について、若干の現場で混乱が生じています。世田谷区は「準備会」「連絡協議会」の内容は各校の事情に応じて各校で決定して欲しいという姿勢ですが、最低限形式的な問題として、1)「準備会」「連絡協議会」の趣旨・目的および開催責任者を定め、かつ2)合議体である以上、議事録作成の責任者を決め、議論の内容を各参加者が引き継いでいく、という方針を区の基本的姿勢として明確にし、現場および関係者に文書で示して下さい。

Ⅳ 帰宅時の児童の安全について十分配慮した対策を立てて下さい。

最近世田谷区では犯罪件数が上昇し、治安の悪さは東京都23区内でも1、2を争うと言われていています（警視庁のホームページ「東京都の地区別刑法犯発生状況」等参照）。私たち世田谷区父母連でも、最近は運営委員会・ブロック会などの場においてほぼ毎回この問題が議論の対象となり、様々なケースが報告されています。もちろんこの問題は学校教育一般・社会一般の問題であるとはいえ、他の児童とは異なり、帰宅時間が遅く、集団下校も難しい学童クラブ児童およびその保護者にとっては極めて深刻な問題です。是非学童クラブの特性に合わせた帰宅時の安全対策を総合的に立てて下さいますようお願いいたします。

Ⅴ 障害をもつ児童への「定員」差別を撤廃して下さい。

父母連でも毎年指摘しておりますように、「新 BOP」では定員が廃止されているにもかかわらず、区は、障害を持つ児童に実質的に定員を設けています。私たちは、これは障害を理由としたいわれのない差別であり、区の「子ども条例」前文（「子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます」）の精神に著しく背馳していると考えます。障害を持つ児童も希望すれば健常児と分け隔てなく学童クラブに入所できるよう要望いたします。さらに、「世田谷区保健福祉サービス苦情審査会」の意見書（「本区の学童クラブによる障害児の処遇としては、定員制の下で、小学5、6年生まで特例延長を認めるように制度改革することが望ましい」）にしたがい、障害を持つ児童が希望する場合、4年生以上でも学童クラブに入所できるように要望いたします。さらに、将来的には、障害を持つ児童であると健常児であるとを問わず、希望すれば4年生以上でも全員入所できるようにして下さい。

Ⅵ 「学童クラブ」「新 BOP」関係者への研修計画を示して下さい。

学童クラブ正規職員、「新 BOP」正規職員、非常勤職員、プレイングパートナー、事務局長ならびに学校長を始めとする学校関係者など、学童クラブ・「新 BOP」の運営に関わる教職員全員につき、内容、期間および実施時期を含めた昨年度の研修実績と今年度の研修計画を明示して下さい。

また、PTA に対しても、生涯学習課が提供する研修などで学童クラブや「新 BOP」にかかわる研修メニューを加えて下さい。

Ⅶ 区内全域に「新 BOP」を導入したあとの行政的な課題を示して下さい。

2004年度には、若干の小学校を除き、世田谷区のほぼ全域で「新 BOP」が実施されることとなります。「学童クラブ機能を残す」「常勤職員を配置する」という世田谷「新 BOP」発足時の基本方針は、今日、全国的に見ても貴重な特色となっています。この世田谷「新 BOP」の優れた点を確認したうえで、世田谷「新 BOP」行政の課題に関する中長期的な展望について、区の考え方を示して下さい。

以上

* 児童福祉法第6条の2第12項

「この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」。